

印東加圧ポンプ場建築付帯設備更新工事に係る
施工方法等検討業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総 則

第1節 基本事項

1-1-1	適用範囲	1
1-1-2	業務委託の目的	1
1-1-3	仕様書等の適用	1
1-1-4	設計基準等	1

第2節 一般事項

1-2-1	費用の負担	2
1-2-2	法令等の遵守	2
1-2-3	業務の施行	2
1-2-4	中立性の保持	2
1-2-5	秘密の保持	2
1-2-6	業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等	2
1-2-7	技術者の資格等	2
1-2-8	打合せ及び記録	3
1-2-9	監督職員	3
1-2-10	提供資料	3
1-2-11	参考文献等の明記	3
1-2-12	疑義の解釈	3
1-2-13	事故の防止	3
1-2-14	成果品の検査	4
1-2-15	成果品の帰属	4
1-2-16	納期	4
1-2-17	提出書類及び成果品	4

第2章 印東加圧ポンプ場建築付帯設備更新工事に係る施工方法等検討業務委託

第1節 業務の概要

2-1-1	業務概要	5
2-1-2	建物概要	5
2-1-3	対象施設	5
2-1-4	作業内容	6
2-1-5	設計協議	6
2-1-6	現況主要設備概要（参考）	7
2-1-7	照査	7
2-1-8	現地調査	7
2-1-9	その他留意事項	8

第 1 章 総 則

第 1 節 基本事項

1－1－1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。
 - (1) 委託番号 調改令 7 第 4 号
 - (2) 委 託 名 印東加圧ポンプ場建築付帯設備更新工事に係る施工方法等
検討業務委託
 - (3) 委託箇所 佐倉市高崎 9 4 8 番地（印東加圧ポンプ場内）
 - (4) 委託期間 契約日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日限り

1－1－2 業務委託の目的

1. 本業務委託は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部（以下「組合」という。）の送水施設である印東加圧ポンプ場管理棟における建築付帯設備更新工事に係る施工方法等の検討について請負により実施するものである。

1－1－3 仕様書等の適用

1. 受注者は、本業務委託を施行するにあたって、業務委託契約書・本特記仕様書ほか以下を適用する。
 - (1) 設計図書
 - (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
 - (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び（電気設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (4) 日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書
 - (5) 水道施設設計指針 2024（公益社団法人日本水道協会）
 - (6) 水道維持管理指針 2016（公益社団法人日本水道協会）
 - (7) 水道施設更新指針 平成 17 年（公益社団法人日本水道協会）
 - (8) 水道施設機能診断の手引き 平成 17 年（公益財団法人水道技術研究センター）
 - (9) 水道施設耐震工法指針・解説（2022 年版）（公益社団法人日本水道協会）
 - (10) 土木工事共通仕様書 令和 7 年版
 - (11) その他公的な仕様書・各種指針

1－1－4 設計基準等

1. 設計にあたっては、日本産業規格（J I S）・電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）・日本電機工業会規格（J E M）・電池工業会規格（S B A）等の規格に適合したものを採用すること。

第2節 一般事項

1-2-1 費用の負担

1. 業務に必要な費用は、本特記仕様書に特に明記のないものであっても、原則して受注者の負担とする。

1-2-2 法令等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1-2-3 業務の施行

1. 受注者は、組合の目的を十分理解したうえで、必要な知識と十分な経験を有する業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確で丁寧に行わなければならない。

1-2-4 中立性の保持

1. 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1-2-5 秘密の保持

1. 受注者は、本業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-2-6 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等

1. 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせなくてはならない。
2. 業務主任技術者（管理技術者）は、業務計画書を作成するとともに、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
4. 受注者は、業務の遅滞ない進捗を図るために、必要な担当技術者を配置しなければならない。

1-2-7 技術者の資格等

1. 業務主任技術者（管理技術者）の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または建築設備士でなければならない。
2. 照査技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または建築設備士でなければならない。
3. 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は、兼ねる事が出来ない。
4. 業務主任技術者（管理技術者）と担当技術者はこれを兼ねることができる。また、原則として業務完了まで配置技術者の変更は、病休・死亡・退職等の他は認

めない。

1－2－8 打合せ及び記録

1. 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等設計協議は、結果を速やかに記録し提出するものとする。

1－2－9 監督職員

1. 本業務委託は、組合監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約書、本特記仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うものとする。

受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1－2－10 提供資料

1. 本業務委託に必要となる資料のうち、組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

1－2－11 参考文献等の明記

1. 本業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1－2－12 疑義の解釈

1. 受注者は、業務施行上必要と認められるもので、本特記仕様書に疑義を生じた場合、また、本特記仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは、内容に相互符合しない事項がある場合は、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1－2－13 事故の防止

1. 受注者は、現況調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1-2-14 成果品の検査

1. 受注者は、業務完了後、業務主任技術者（管理技術者）立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。
2. 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。
3. 業務完了後において、受注者の責に伴う契約の不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

1-2-15 成果品の帰属

1. 成果品の帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1-2-16 納期

1. 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

1-2-17 提出書類及び成果品

1. 提出書類

- | | | |
|---------------------------|----------------------|-----|
| (1) 業務着手届 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (2) 業務主任技術者（管理技術者）選任通知書 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| 経歴書、資格の写しを添付すること。 | | |
| 照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。 | | |
| (3) 業務工程表 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (4) 業務カルテ | (契約・変更・完了後 10 日以内) | 1 部 |
| 登録内容確認書 | | |
| (5) 業務計画書及び照査計画書 | (契約後 15 日以内) | 2 部 |
| (6) 業務完了報告書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (7) 業務引渡申出書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (8) その他監督職員が必要と認めたもの | | 1 式 |

2. 成果品

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 各種報告書及び検討書（A4判 金文字黒表紙） | 3 部 |
| ①報告書 | |
| ・調査資料（写真含む） | |
| ・劣化診断評価資料 | |
| ・劣化対策案検討資料 | |
| ・配置図等の図面 | |

・その他必要な報告書及び検討書

②電子データ

図面データ形式は監督員と調整し、文書データはワードまたはエクセルデータとする。

また、一括印刷用 PDF データも保存すること。

※電子ファイル（CD-ROM）を含む

- | | |
|----------------------|-----|
| (2) 各種報告書及び検討書（概要版） | 3 部 |
| (3) 打合せ議事録 | 2 部 |
| (4) その他監督職員が必要と認めたもの | 1 式 |

第 2 章 印東加圧ポンプ場建築付帯設備更新工事に係る施工方法等検討業務委託

第 1 節 業務の概要

2-1-1 業務概要

1. 本業務委託は、印東加圧ポンプ場建築付帯設備について効率的に更新工事を実施するための更新計画方針策定に係る調査・検討を行うものである。

また、調査・診断の結果、健全性が確保されないと判定された場合には、劣化診断を行い、機器の更新について最適な案を提案するものである。

併せて、女子トイレ及び女子更衣室新規設置に係る検討を行うものである。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 設計協議（共通） | 1 業務 |
| (2) 現地調査（共通） | 1 式 |
| (3) 簡易診断 | 1 式 |
| (4) 更新計画方針策定 | 1 式 |
| (5) 照査 | 1 式 |

2-1-2 建物概要

名称	印東加圧ポンプ場
所在地	千葉県佐倉市高崎 9 4 8 番地
用途	水道施設
竣工年月日	昭和 6 2 年 3 月
経過年数	3 8 年
階数	R C 造 地上 2 階、地下 1 階
建築面積	505.952 m ²
延べ床面積	1431.128 m ²

2-1-3 対象設備

1. 印東加圧ポンプ場 建築付帯設備

給排水・衛生設備、換気設備、空調設備、照明設備、動力設備、消防設備、防犯設備

2-1-4 作業内容

1. 状況確認

設計や計画作業に先立ち、設備設計図、竣工図、施工記録及び過去の調査記録、更新履歴等、当該施設に関連する資料の収集及び整理を行い、調査対象施設の更新等の履歴を明確にすること。

2. 簡易診断

現地調査の結果を基に劣化状況の確認、原因について考察を行うこと。

3. 更新計画方針策定

現地調査結果及び簡易診断の結果に基づいて、更新計画方針を提案すること。

①工法の検討

現地調査や診断の結果、健全性が確保されていないと判定された場合には、更新の検討を行うこと。更新の方法や、使用材料については、対策の確実性、施工性、経済性を判断し、最適案を提案・決定すること。

②更新工事の施工計画

更新に対しての施工方法、手順等を概略施工計画としてとりまとめ、概略工程表及び概算工事費を算出すること。

③更新工事の施工方法の検討

更新に対しての施工方法の検討に際しては、印東加圧ポンプ場施設内が狭隘であることを十分に考慮し、職員の執務や当組合用水供給事業に係る印東加圧ポンプ場管理室での運転管理業務への影響を最小限とするように検討すること。

なお、事務室における付帯設備に係る更新工事の施工に伴い必要となる職員の執務場所の検討については、本業務委託の範囲とする。

④女子トイレ及び女子更衣室の新規設置の検討

女子トイレ及び女子更衣室の新規設置について検討すること。

⑤更新後の配置図等図面の作成

事務室における付帯設備に係る更新工事の施工に伴い必要となる職員の執務場所、女子トイレ及び女子更衣室の配置図等を作成すること。

2-1-5 設計協議

1. 印東加圧ポンプ場建築付帯設備更新工事に係る施工方法検討業務委託を進める各段階において、組合と適宜協議し本業務委託を遂行する。

(1) 初回協議

本特記仕様書の内容確認、借用資料等の確認を行う。

(2) 中間打合せ（1回程度）

業務作業中に発生する諸条件に関する確認を行う。

(3) 最終協議（納品時）

業務完了時における総括説明、成果品納入、検収立会いを行う。

2-1-6 現況主要設備概要（参考）

1. 建築付帯設備

(1) 給排水・衛生設備

(2) 換気設備

- ① 2階 事務室 管理室業務用ロスナイ天吊埋込形
- ② 2階 換気ファン室 ポンプ室排気ファン
- ③ 1階 自家発室 自家発室給排気ファン
- ④ 1階 自家発室 非常用給気ファン
- ⑤ 1階 自家発室 排風ファン
- ⑥ 地下1階 ポンプ室 ポンプ室給気ファン

(3) 空調設備

- ① 2階 事務室 天井埋込カセット形ラウンドフロータイプ
- ② 2階 管理室 床置形空冷ヒートポンプエアコン《セパレート形》
- ③ 2階 第1会議室 天井吊形エアコン《セパレート形》
- ④ 2階 宿直室 壁掛形冷暖房ルームエアコン
- ⑤ 1階 第2会議室 壁掛型ルームエアコン
- ⑥ 1階 電気室空調機

(4) 照明設備

- ① 屋内照明設備
- ② 屋外水銀灯

(5) 動力設備（L-1及びL-2分電盤）

(6) 消防設備

- ① 自動火災報知設備
- ② 非常放送設備

(7) 防犯設備

- ① マグネットスイッチ
- ② ガラス破壊検出器
- ③ 赤外線検出器（投光器・受光器）
- ④ 防犯警報受信機

2-1-7 照査

- 1. 各作業段階で照査技術者による照査を実施すること。

2-1-8 現地調査

- 1. 調査対象設備について、目視可能な範囲で調査し、写真などで分かりや

すく報告書に取りまとめること。

2. 調査対象設備の更新履歴等について施設管理担当職員からヒアリングを行う。
3. 数量計算等の設計業務は本業務委託に含んでいない。

また、構造検討、建築設備調査診断、アスベスト・PCBの含有調査は本業務委託に含んでいない。

2-1-9 その他留意事項

1. 施工コスト及び維持管理コストはできる限り低減化する様に留意すること。
2. 施工方法及び資材の選定については環境問題に十分配慮すること。